

京都市生物多様性プラン（2021-2030） の中間見直しについて

- プラン中間見直しに向けた視点・論点
- 令和6年度第1回、第2回部会での主な御意見
- 各施策の現状・課題と対応（案）
（目標3～4に関する施策・取組、評価指標）
- 今後のスケジュール

見直しに向けた視点・論点

● 検討する主な論点

- (1) 施策のスケールアップ【目標1～2、推進プロジェクト】
 - ・ 関係課の課題を掛け合わせ、好事例の創出・全市展開
 - ・ 面的な保全活動や里地里山再生の取組の創出
- (2) 持続可能な施策の推進（目標1～2、推進プロジェクト）
 - ・ 生物多様性保全上ポテンシャルの高い場所の見える化・継続的な把握
 - ・ 生物多様性に配慮した緑化の促進
 - ・ 絶滅危惧種等の生息生育情報の把握・データベース化
- (3) 市民、事業者による保全活動への理解・参画の促進【目標3～4】
 - ・ 保全活動への参画の場の創出 ・ 保全活動の担い手の育成
 - ・ 地域産農林水産物の消費の促進
- (4) 民間・公共における生物多様性への配慮の促進【目標4】
 - ・ 民間企業の取組促進 ・ 公共調達・公共事業における配慮の具体化
- (5) 生物多様性の状況を示す情報の把握【目標4】
 - ・ 推進プロジェクトの実施場所等における市民参加型調査の推進
- (6) 評価指標・目標値の精査【評価方法】
 - ・ 施策の精査と積上げを踏まえた精査

本日 特に
関連する
論点

見直しに向けた視点・論点

《2030年度までの目標・施策》

目標3

生物多様性に配慮した ライフスタイルへの転換を図る

達成項目

- ① 生物多様性に配慮した消費行動が広がっている。
- ② 一人ひとりが自然を身近に感じ、暮らしている。
- ③ 一人ひとりが生物多様性とのつながりを認識している。
- ④ 一人ひとりが生物多様性のために行動している。

施策

- ① エシカル消費の推進
- ② 自然とのふれあいや学習の機会の充実
- ③ 生物多様性の学びの拠点の充実

目標4

社会変革に向けた仕組みを構築する

達成項目

- ① 生物多様性に配慮した経済活動を促進する。
- ② 生物多様性保全のための活動を支援する。
- ③ 生物多様性に関する情報の集約・発信力を強化する。
- ④ 生物多様性の現状を把握するための知見を集積する。

施策

- ① 生物多様性に配慮した企業活動の促進
- ② 公共施設・事業における配慮
- ③ 生物多様性保全のネットワーク形成
- ④ 情報の集約・発信
- ⑤ 知見の集積

令和6年度第1回部会での主な御意見

御意見	関連ページ
<u>京都市域の30%が保全されるためには、残りどのくらいの面積が自然共生サイトに認定される必要があるかを算出し、目標値として設定する方が良い</u>	22 (継続議論)
指標「市内に生息・生育している京都府レッドデータブック（RDB）掲載種のうち、絶滅の危険度のランクを下げた種数」では、ランクを下げた種数が増えたという評価をされているが、 <u>RDBに掲載されている総数の増減がどうなったかが、とても大事な指標</u>	22 (継続議論)
京都では、 <u>老舗と言われる活動団体が多数あり、それら団体と密な情報交換をしていく必要がある</u>	20 (継続議論)
京都森林インストラクター会は、モデルフォレストの取組を実施しており、府内で広く取り組んでいるが、市内での活動はない。 <u>同会は、専門家が多く、森林に詳しい方が多いので、もう少し連携を深めてはどうか</u>	20 (継続議論)
見直しに向けた論点の中で、 <u>「保全活動の担い手の育成」や「公共調達・公共事業における配慮の具体化」とあるが、適切に実施すると非常に重要な成果につながる。</u> 例えば、災害時は、復旧ではなく、自然の再生を踏まえた復興として、 <u>公共調達を行うよう関連部局でうまく合意を図ることで、環境、経済、社会、農地開発の同時達成につながる</u>	16、17、 19、20 (継続議論)
指標「親水性のある水辺空間の整備率」について、生物多様性の面から見ると、納得のできない部分が多い。 <u>高瀬川はポテンシャルとしてはとても高く、造り方次第で淡水魚を増やすことができると思っているので、もう少しうまく連携していけば良い。また、目標の中身も少し見直す必要があると思う</u>	19 (継続議論)

令和6年度第2回部会での主な御意見

御意見	関連ページ
<u>見直しをするに当たり、生物多様性世界枠組(GBF)及びそれに合わせてアップデートされた国家戦略をどう反映させるのかが見えない</u>	23
<u>地域性種苗について、事業者のニーズがないというもあるが、仕様書に記載しないと、なかなか進まない。地域性種苗の定義、この種はどこからどこまでが適応範囲かをきちんと定義する必要がある</u> <u>公共工事に関しては、マニュアルの作成ではなく、ルール化した方が良いのではないかと。ルール化し、入札時に点数を高くするなどの対応をしてはどうか</u> <u>水辺の整備に関し、どの場所においてどういう種に配慮したと具体的に言えるようにする必要がある。そのために、生物多様性情報の見える化を早急に進めていく必要がある</u> <u>どういう生物を呼びたいか、そのためにどういう設計が必要か、工事の際にいかせるマニュアル等を作成する必要がある</u>	18、19
<u>系統保存・持続可能な利用の体制構築について、京都市と（公財）京都市都市緑化協会とうまく連携しながら、活用していく体制が作れないか。また、近年の温暖化により、種の保全が難しく、北の方に拠点を作り、危険分散しないといけない</u>	18、20

令和6年度第2回部会での主な御意見

御意見	関連ページ
<u>現状のネットワークを把握するためには、情報を集め、モデリングの手法等を使うのがよい。</u>例えば、こういう土地利用変化を引き起こすと、緑地ではない場所が緑地化されていくなど、どうすればどれだけの効果が得られるかシミュレーションしていくことが本来的な手法である。まずは、保有している京都市のデータと、この分野に精通している研究者を集め、どのように進めていくか協議する場が必要ではないか。	21
<u>社寺にとって京都の借景は非常に重要であり、観光客に、借景が成り立つためには、その裏山が綺麗である必要があることを説明すると同時に、その保全活動に協力してもらう、あるいは、寄付してもらうことを働き掛ける必要がある。</u>一方、社寺では、社寺の緑を残さなければならない意識はあるが、現状は資金がなく、手入れができない状況がある <u>自然共生サイトに関して、特に企業にとっては良い呼び掛けになる。</u>今後、税制優遇も検討されているので、周知する価値がある。また、今までは所有地のうち、管理している場所しかサイトに認定されなかったが、来年度から、それをサポートする活動も評価されるようになるので、企業や一般の方にも参加してもらうなど、マッチングすればよい	18、20
<u>自然共生サイトは、認定されたらそれで良いというのではなく、それをどう利活用するかが重要である。</u>利活用により、保全が継続される流れを作らないといけない	16～21
市民の認知がまだ広がっていない中で、例えば、<u>サステナブルツーリズム</u>など様々な方法を用いて、<u>人々を呼び込む仕組み</u>を作る必要がある。文化や先進性をうまく踏まえながら、京都らしい自然共生サイトを目指していただきたい	16、20

令和6年度第2回部会での主な御意見

御意見	関連ページ
<u>京都の文化の良さは、自然との調和・共生であるが、観光客向けにはあまり説明されていない。歴史との関係ばかりが説明されているが、文化にどういう特徴があるのか説明することが重要であり、ガイド自身が十分理解している必要がある。また、観光客にうまく見せていくプログラムが必要であるが、京都の場合はプログラムをうまく作っていく人材が既にいる。</u><u>生物多様性の視点を持つガイドの養成講座と、それを認定する制度の両方が必要である。</u>現状のマイボトル等の持参等と呼び掛けるだけでは少し寂しい	16、20
<u>農業による生物多様性への負担は非常に大きいため、農業従事者や食に関わる方々に知っていただき、自分たちが主体的に取り組まないといけないという認識を持っていただく必要がある。</u>農林水産省が環境保全型農業を推進しているが、基本的に有機農業につながる減農薬や肥料の削減だけで、「再生農業」を取り入れていない。世界的では「再生農業」が注目され拡大している。<u>「再生農業」の方が生物多様性への影響も少ないことが明らか</u>なため、<u>うまく広げていくと良い。</u>林業においても、まだ体系化されていないが、<u>単なる手入れではなく、「再生林業」的なものができれば良い</u>	15、18
プラスチック問題について、日本と海外とで温度差が激しい。EUはプラスチックの製造量を制限しようとしており、<u>使い捨てプラスチックに関しては、基本的に販売が禁止となっている。</u>海外からの観光客からすると、ペットボトルが1ドルもしないで売っているという光景は、いかに環境に無意識なのかを自ら告白しているようなもので、大変おかしい光景である。京都は全域でペットボトル禁止にしても良いのではないか	18

各施策の現状・課題と対応（案）

● きょうと生物多様性センター

(1) 位置付け（生物多様性増進活動促進法第28条）

関係者間における連携・協力のあっせん並びに有識者の紹介その他の必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに助言

(2) 事業内容・機能と主な目的（案）

事業内容・機能	主な目的
分布などの生物多様性情報の集積・データベース化	生物多様性の現状を継続的に収集・把握・評価
各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握	
民間企業や大学等研究機関、保全団体等の多様な主体のネットワーク	民間企業や保全団体等における持続可能な保全活動を支援 民間・公共における生物多様性への配慮を支援
民間企業や大学等研究機関、保全団体等の連携による保全活動のコーディネート	
民間企業や保全団体等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談	
民間企業や保全団体等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案	
生物多様性に係る調査・研究	
資料や情報を活用した環境学習、担い手育成及び情報発信	保全活動の担い手の育成

各施策の現状・課題と対応（案）

● 新京都戦略の策定（令和6年度）

市長公約・成長戦略を含めた政策・施策の方向性、推進基盤としての財政運営の方針、組織・人事の在り方等を示す

1 戦略の概要

市民や有識者の方々との対話を重ねながら、令和6年3月から半年間行った市政の内容、市役所職員の役割や姿勢・意識の点検の結果、さらには、2050年を展望する長期ビジョン（次期総合計画）策定に向けた議論等を踏まえ、行財政改革計画（終期：令和7年度末）を前倒しで改定し、令和9年度までに取り組む政策や、政策を推進するためのしごとの仕方改革、財政・組織体制の今後の方針を示すものとして作成するものです。

本戦略は、市長公約を盛り込み、京都市のSDGs未来都市計画、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けます。

2 計画期間

令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間

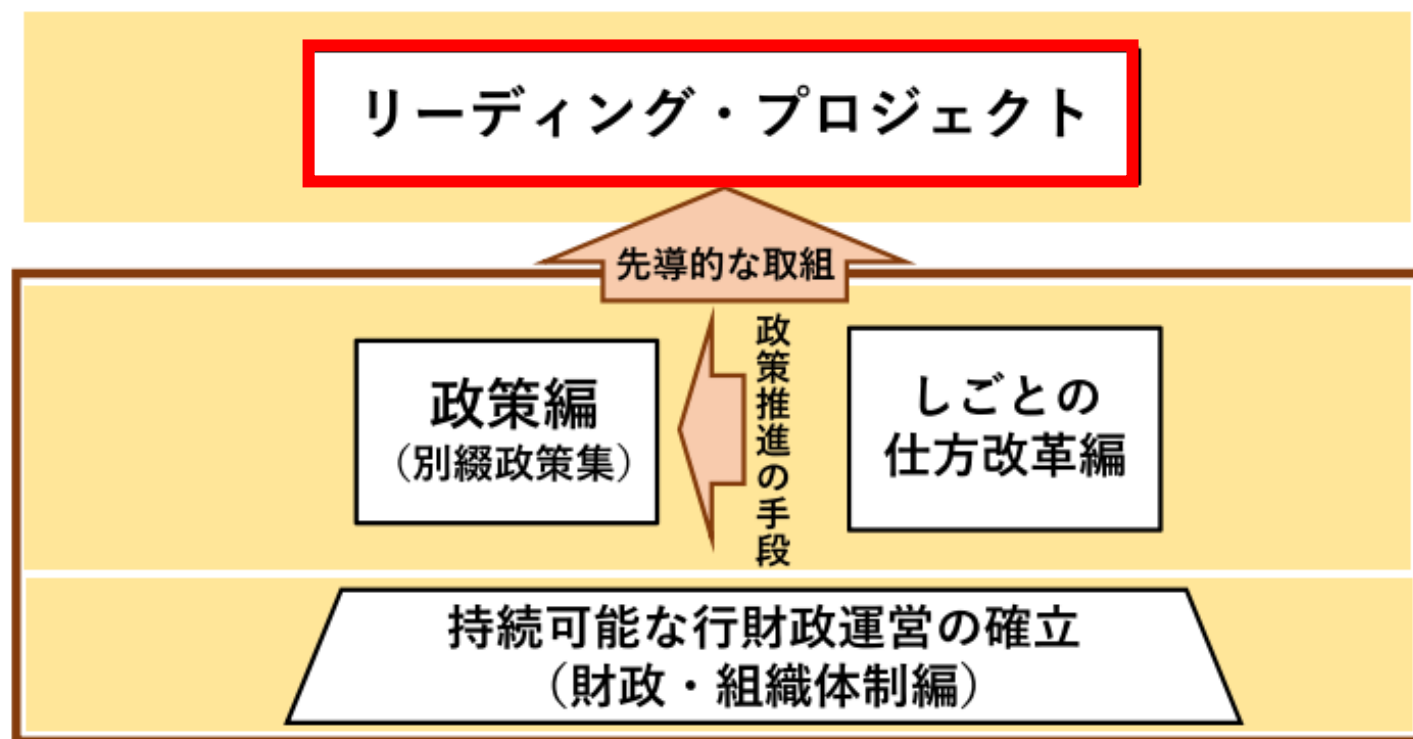


各施策の現状・課題と対応（案）

3 戦略の構成

新京都戦略では、

- 「政策」「しごとの仕方改革」「持続可能な行財政運営の確立」を一体的に進めます。
- とりわけ、「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けた先導的な取組を『リーディング・プロジェクト』に位置付けて強力に推進します。



各施策の現状・課題と対応（案）

IV 戦略で重視する3つの視点

京都の価値・強みを踏まえ、3つの視点で戦略を推進



- 内と外の垣根を低くし、世界に開き、多様な人々がつどい・交ざり合うことで新たな価値を創造。
- 京都の未来を切り拓くため、まずは、市役所が変わる！しごとの仕方を変え、クリエイティブな仕事ができる職場へ変革。



- 京都の本質的な価値を守り、育み続け、さらに新たな息吹を取り込み、学び、創造と革新を繰り返すことで、強みを磨き上げ、イノベーションを創発。
- 京都ならではの価値を創出し、きわめ、世界に唯一を目指す。



- 自然、文化、コミュニティなど、京都の人とまちが紡いできた本質的な価値を未来へつなぐ。
- 人と人・地域の絆を大切にし、一人一人が尊重され、むすび、つながり、支え合う社会を構築。

3 つなぐ

⑪ 「山紫水明の都」ならではの生物多様性・未来継承プロジェクト

- 京都の文化や暮らし・営みを彩ってきた生物多様性の恩恵を共に未来へ引き継ぐため、市民・事業者・観光客の参加により、京都の自然の素晴らしさを身近に感じ、発見し、愛着を深めるプラットフォーム「生きものむすぶ・みんなのミュージアム」を創設。
- みんなで創る仕掛けである「生きもの×京都の魅力」のライブラリー化、ライブラリーのテーマや地域性、共通の興味・課題等でつながる方々が交ざり合う場の創出、サポーターによる活動支援により、生物多様性をきっかけに、京都への愛着とまちの魅力を向上。
- 「豊かな脱炭素社会」を実現し、生態系や水、大地・森林など、みんなの財産である自然環境の保全と同時に経済価値を創出するため、サーキュラーエコノミー^(※1)を体現したビジネスモデルの創出やグリーン農業の支援など、循環型の経済活動への移行を促進。

※1 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用し、付加価値を生み出す経済の仕組み

各施策の現状・課題と対応（案）

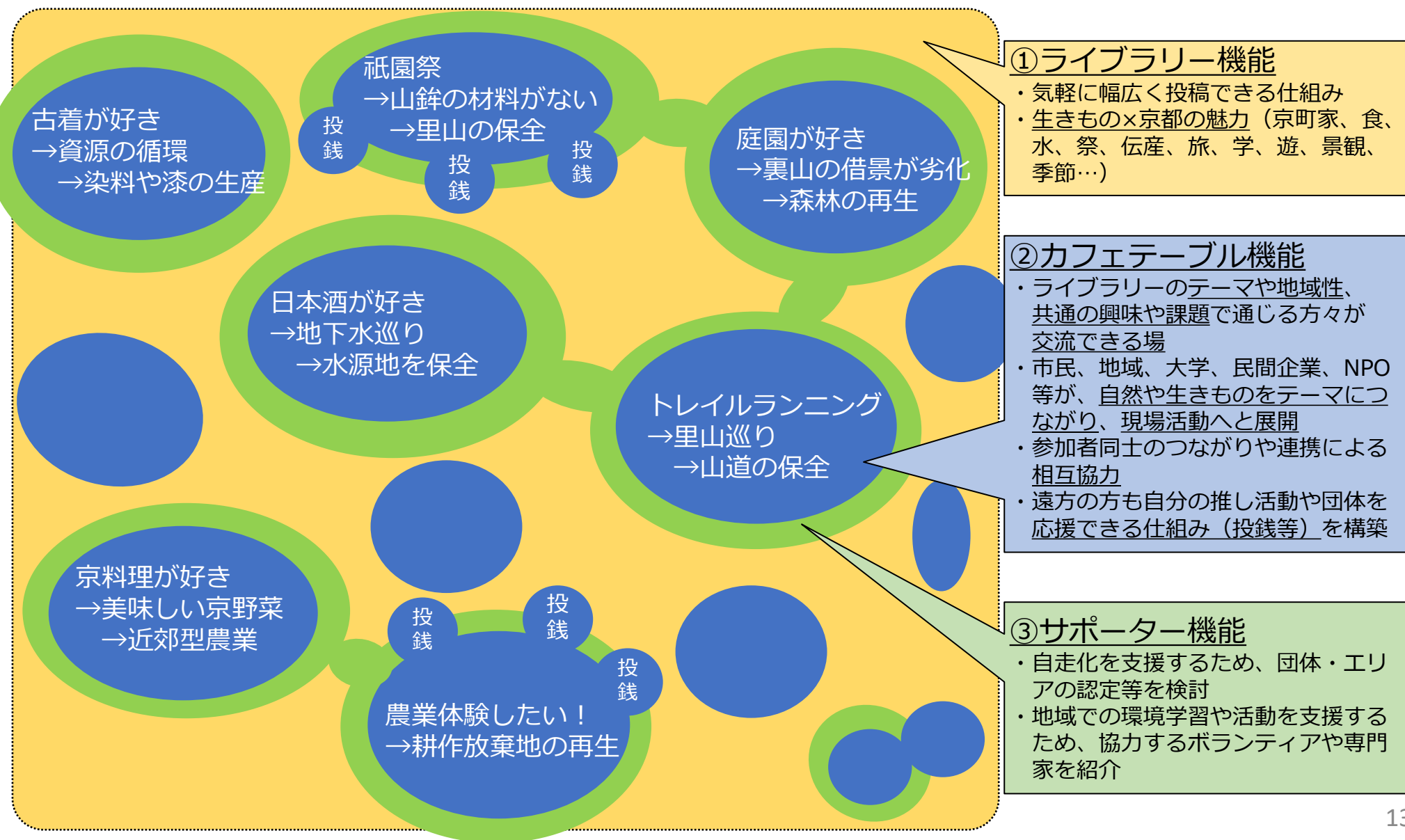
● 生きもののむすぶ・みんなのミュージアム事業

京都の文化や暮らし・営みを彩ってきた生物多様性の恩恵を共に未来に引き継ぐため、市民・事業者・観光客などの参加により、京都の自然の素晴らしさを身近に感じ、発見し、愛着を深める「生きもののむすぶ・みんなのミュージアム」（次頁：イメージ図）を創設

- ミュージアムには、シンプルかつシームレスな仕掛けとして、生きものと京都の魅力を掛け合わせたストーリー性あるコンテンツを集積するなど、以下の3つの機能を設定
 - ① **ライブラリー機能**：「生きもの×京都の魅力」に関する情報の収集、整理、保存、公開
 - ② **カフェテーブル機能**：ライブラリーのテーマや地域性、共通の趣味・課題等で通じる方々が交じり合うことができる場の提供
 - ③ **サポーター機能**：カフェテーブルで創出された活動の支援
- ミュージアムはウェブサイトや既存施設を活用した運用を想定し、検討段階から、市民や市民団体、大学、企業、観光客などあらゆる主体に参画いただき、対話を重ね、ミュージアムを一緒に創る
- 令和7年度は、京都の魅力を育んできた「水」をテーマにライブラリー機能やカフェテーブル機能、サポーター機能のモデル実施を行う
モデル実施を基に、令和8年度に各機能の構築・運用テストを行い、令和9年度に本格的に運用開始

各施策の現状・課題と対応（案）

● 「生きもののむすぶ・みんなのミュージアム」イメージ図



各施策の現状・課題と対応（案）

● 外来生物対策《目標2》

現状

- ・ 特定外来生物をはじめとした侵略的外来生物（アルゼンチンアリ、ヌートリア等）の防除を実施
- ・ 令和6年7月、チュウゴクオオサンショウウオ及び交雑個体が特定外来生物に指定
- ・ 令和6年7月、クビアカツヤカミキリによる被害が発生



クビアカツヤカミキリ

課題

- ・ 特定外来生物の侵入、分布域拡大防止のための監視、定着した特定外来生物の防除の体制整備が必要
- ・ （防除する場合）着実かつ順応的に防除事業を実施することが必要



交雑個体

対応
（案）

- ・ 対象種に応じた関連部署との緊密な連携
- ・ 市民や事業者等からの通報に基づき、民有地や市有地における現地調査及び防除の実施
- ・ 生態系等に係る被害の状況に応じた重点的な防除事業の実施

各施策の現状・課題と対応（案）

- エシカル消費の推進《目標3》
- 地域産農林水産物の消費の促進

現状

- ・ポータルサイト「京・生きもののミュージアム」、
「みんなで、みんなに、いい消費。」、「KYOTO
Vege Style」、「木と暮らすデザインKYOTO」、
YouTube等を活用し、積極的に情報発信
- ・「京の旬野菜」や「京都府みどり認定」等、
国・府・市の認定制度がある
- ・全市立小学校・小中学校の米飯給食に
京北産を年1回、京都府産米を週4日使用



「京・生きもののミュージアム」

対応
(案)

- ・地産地消、エコラベル、環境に配慮された製品等の
普及促進
- ・関連部署（消費生活総合センター、農林企画課等）
と連携し、ポータルサイト等で情報発信
- ・市民・事業者・観光客が参加する仕組みの創出
(リーディング・プロジェクト)



「みんなで、みんなに、いい消費。」

各施策の現状・課題と対応（案）

- 自然とのふれあいや学習の機会の充実《目標3》
- 保全活動の担い手の育成・保全活動への参画の場の創出

現状

- ・市立小学校の授業において自然観察を実施する際、「地域生きもの探偵団」を活用しており、かなり好評である
- ・京都水族館と連携し、「身近な自然を守るために私たちが今できること」について考える環境学習出前授業を実施
- ・さすてな京都では、「循環型社会」「脱炭素」「生物多様性」分野の環境学習プログラムを実施
- ・京エコロギーセンターでは、屋上ビオトープを活用し、親子向けに米・野菜の栽培や生きもの観察を実施



地域生きもの探偵団の様子

課題

- ・原体験の獲得場所が求められている
- ・自然観察会等の学習を体験できる学校が一部に限られる

対応

（案）

- ・「地域生きもの探偵団」の枠組みを発展・横展開
- ・推進プロジェクト実施場所等における市民参加型調査を推進し、市民参加を促進
（「京の生きもの生息調査」の充実として位置付け）
- ・市民・事業者・観光客が参加する仕組みの創出
（リーディング・プロジェクト）【再掲】



京エコロギーセンターのビオトープ

各施策の現状・課題と対応（案）

- 生物多様性の学びの拠点の充実《目標3》
- 保全活動の担い手の育成・保全活動への参画の場の創出

現状

- ・ 民間企業と連携し、環境学習プログラムを開発
- ・ さすてな京都では、「循環型社会」「脱炭素」「生物多様性」分野の環境学習プログラムを実施
- ・ 4園館（動物園・植物園・水族館・科学センター）で連携し、環境学習プログラムを実施
- ・ 環境学習プログラムは、概ね満席になるほど好評
- ・ さすてな京都ビオトープが自然共生サイトに認定



さすてな京都ビオトープにおける自然観察会の様子

課題

- ・ 原体験の獲得場所が求められている

対応 (案)

- ・ 原体験が得られるような新たなプログラムの開発
- ・ 市民・事業者・観光客が参加する仕組みの創出（リーディング・プロジェクト）【再掲】



洛西高架下こども大学

各施策の現状・課題と対応（案）

- 生物多様性に配慮した企業活動の促進《目標4》
- 民間企業の取組促進

現状

- ・「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」に基づき、228者が取り組み
- ・TNFD等に係る企業向けセミナーの開催（令和6年度：全4回実施、322名参加）
- ・自然共生サイトの認定は10件、約257ha

課題

- ・社内における生物多様性保全に係る予算・人員の確保が困難
- ・企業の取組のほとんどが社内外に伝わっていない
- ・地域性種苗の活用経路が不明確

対応 （案）

- ・企業向けセミナーの継続的な開催、緑化に係る事例集等の作成、地域性種苗の供給体制の構築等、生物多様性に配慮した活動の促進
- ・生物多様性増進活動促進法に基づく認定の促進
- ・市民・事業者・観光客が参加する仕組みの創出（リーディング・プロジェクト）【再掲】



「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」に基づく取組



企業向けセミナーの様子

各施策の現状・課題と対応（案）

- 公共施設・事業における配慮《目標4》
- 公共調達・公共事業における配慮の具体化

現状

- ・「京都市公共建築物脱炭素仕様」において、新增築時におけるCASBEE京都の取得ランク（S又はAランク）、太陽光発電設備及び市内産木材の導入量についての基準を設定
- ・京都市公害防止事前相談における緑化指針を運用
- ・現在の「京都市都市緑化マニュアル＜公共施設編＞」には、生物多様性に関する重点的な記載はない
- ・更なる生物多様性の推進を図るには、財政面や維持管理上の課題がある

対応
（案）

- ・関連部署（財政部署、施設所管部署、工事担当部署等）との更なる連携・調整
- ・生物多様性に配慮した緑化に係る事例集等の作成



CASBEE京都の評価結果



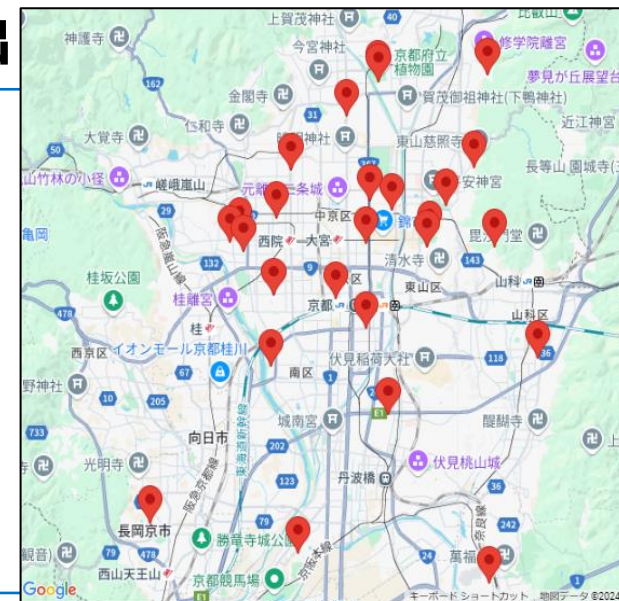
学校施設における市内産木材の利用

各施策の現状・課題と対応（案）

- 生物多様性保全のネットワーク形成《目標4》
- 保全活動の担い手の育成・保全活動への参画の場の創出

現状

- ・ポータルサイト「京・生きもののミュージアム」において、生物多様性の保全や持続可能な利用に取り組む団体を紹介（48団体）
- ・きょうと生物多様性センターによる、民間企業や大学等研究機関、保全団体等の多様な主体のネットワーク形成の推進（コーディネート等：85回（令和5年度）、きょうと☆いきものフェス!2024：約1.1万人参加）



京・生きもののミュージアムでの紹介

課題

- ・本市には多数の活動団体があり、密な情報交換を促していく必要がある
- ・保全活動における担い手の更なる拡大が必要

対応（案）

- ・きょうと☆いきものフェスやフォーラムの開催等、きょうと生物多様性センターによる、民間企業や大学等研究機関、保全団体等のネットワーク化を推進
- ・市民・事業者・観光客が参加する仕組みの創出（リーディング・プロジェクト）【再掲】



保全団体等の活動交流会

各施策の現状・課題と対応（案）

- 情報の集約・発信、知見の集積《目標4》
- 推進プロジェクトの実施場所等における市民参加型調査の推進

現状

- ・ 令和元年度から「京の生きものの生息調査」を実施
調査結果を継続的にポータルサイトに掲載（153件）
- ・ きょうと生物多様性センターによる、分布などの
生物多様性情報の集積・データベース化
（約10万件保持）



課題

- ・ 市域の生物多様性情報を十分に集積できておらず、
保全活動や啓発、地域戦略の策定等に活用できていない



「京の生きものの生息調査」調査対象種

対応
（案）

- ・ 生物多様性の現状を継続的に把握する方法を検討
- ・ きょうと生物多様性センターで生物多様性情報を集積
- ・ 重点保全地域・レッドリスト等、重点的に事業を実施する場所や種の整理、自然共生サイトへの認定促進、関連施策との連携等に活用
- ・ 推進プロジェクト実施場所等における市民参加型調査を推進し、市民参加を促進（「京の生きものの生息調査」の充実として位置付け）【再掲】
- ・ 市民・事業者・観光客が参加する仕組みの創出（リーディング・プロジェクト）【再掲】

各施策の現状・課題と対応（案）

- 評価方法
- 評価指標・目標値の精査

現状

- ・ プラン上には、評価方法のみを記載
（評価指標や目標値は不記載）
評価方法は最新の知見を取りいれていくなど、
継続的に検討を続けることとしている
- ・ 令和4年度に検討、令和5年度から運用開始

課題

- ・ 指標の数が多く、集計が煩雑
（本市：48項目、他政令市：2～26）
- ・ 指標ごとの寄与度に軽重がある
- ・ 社会的条件や施策の変遷により変更が必要

対応
（案）

- ・ 重複する指標の集約、より直接的に評価できる指標への更新
詳細は資料2のとおり
- ・ 中間見直しによる施策の進捗状況に応じて、随時指標や目標値を見直す

京都市生物多様性プラン（2021-2030）の評価指標

(1) 考え方

生物多様性の状態を端的に表す指標はなく、統計値や事業実績などの個々の増減のみの評価はなじまないことから、本プランの評価に当たっては、複数の客観的・主観的指標を設定し、指標ごとの評価を行ったうえで、各目標・達成項目の達成状況を総合的に判断する。

(2) 評価のイメージ

例えば、目標の達成項目ごとに1つ又は複数の指標を設定し、指標の推移に応じて達成度をA～Eの5段階で評価する。また、達成項目の評価を踏まえ、各目標の達成度も同様に評価する。

		指標名	指標推移	達成項目の評価	目標の評価
目標	達成項目1	指標1	↗	C	C
		指標2	→		
		指標3	↘		
	達成項目2	指標4	↗	A	
		指標5	↗		
	達成項目3	指標6	→	B	
		指標7	→		
	達成項目4	指標8	↘	D	
		指標9	↘		

客観的指標：統計値、事業実績、指標種の生息状況等 主観的指標：アンケート調査による市民の実感度等

評価指標の検討

各施策の現状・課題と対応（案）

● 世界目標、国家戦略との相関（資料3）

(1) 世界目標（昆明・モントリオール生物多様性枠組）

- ・ 生物多様性への脅威を減らす
→ ターゲット1～8：全て対応
- ・ 持続可能な利用及び利益配分による人々のニーズを満たす
→ ターゲット9～12：対応、ターゲット13：非対応
- ・ 実施と主流化のためのツールと解決策)
→ ターゲット14～16、18、21、22：対応、ターゲット17、19、20、23：非対応

(2) 国家戦略（生物多様性国家戦略(2023-2030)）

- ・ 基本戦略1（生態系の健全性）、2（自然を活用した解決策）、4（行動変容）
→ 状態目標及び行動目標：全て対応
- ・ 基本戦略3（ネイチャーポジティブ経済）
→ 状態目標3-1～3-3及び行動目標3-1、3-2、3-4：対応、行動目標3-3：非対応
- ・ 基本戦略5（基盤・連携）
→ 状態目標5-1及び行動目標5-1、5-2：対応、
状態目標5-2、5-3、行動目標5-3～5-5：非対応

(3) 結論

- ・ 非対応の項目は、概ね国において対応すべき事項
- ・ 生物多様性の持続可能な利用、保全・回復及び行動変容の分野は幅広く対応
データの集積・情報発信は、対応する項目はあるが、弱いのではないか

今後のスケジュール

● 今後のスケジュール（予定）

令和6年度

第1回

- 令和5年度の実施状況
- プラン見直しに向けた論点整理

第2回

- 目標1～2
- 推進プロジェクト

第3回

- 目標3～4
- 評価指標



本日（3月14日）

令和7年度

第1回

- プラン見直し（骨子案）

5月～6月

第2回

- プラン見直し（案）
- 令和6年度の実施状況

8月～9月

環境
審議会

- 環境基本計画 答申

→令和8年3月頃 プラン見直し

● 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

第28条 地方公共団体は、地域生物多様性増進活動を促進する国の取組と相まって、効果的に地域生物多様性増進活動を促進するため、地域生物多様性増進活動を行おうとする者、その所有する土地において地域生物多様性増進活動が行われることを希望する者、地域生物多様性増進活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあっせん並びに生物の多様性の増進に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに助言を行う拠点（次項において「地域生物多様性増進活動支援センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 国、地方公共団体及び地域生物多様性増進活動支援センターとしての機能を担う者は、地域生物多様性増進活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

● 地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（法第8条）

第五 地域生物多様性増進活動の促進に関する重要事項

三 地域生物多様性増進活動支援センター

地域生物多様性増進活動支援センターは、地方公共団体が単独で又は共同して設置することができる、関係者間における連携や協力のあっせん、必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに助言を行う拠点である。

具体的には、活動を行おうとする者等からの相談に応じて、地域の生物多様性に専門性を有する大学や研究機関の研究者、類似した活動を実施している者等の紹介や、活動が行われることを希望する土地の所有者等や活動に対して協力をしようとする企業等とのマッチング、地域における動植物の生息データや活動事例等の情報の収集、整理、分析及び提供を実施する。また、活動の円滑な実施のため、地域住民から活動に対する理解を深めるための方法、地方公共団体が実施する生物多様性に関する施策との連携等に関する助言を行う。

● 地域生物多様性増進活動支援センター（イメージ）



センター設置の趣旨

- ・ 地域における生物多様性の維持、回復又は創出を図る活動（地域生物多様性増進活動）を促進するに当たっては、**関係者間の連携及び協力のあっせん、有識者の紹介、技術的助言**が重要である。また、そのためには、**地域内の生物多様性に関する情報基盤を強化**する必要がある。
- ・ さらに、各地域で取組が進められている気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携を図ることで、トレードオフを適切に管理し、**関係する様々な目標・課題対応へのシナジーを最大化**することができる。
- ・ これらを踏まえると、都道府県及び市町村の単位において、**ネットワーク構築や関連施策との連携、生物多様性に関する情報の収集、これらに基づく助言等を行うことができる中間支援組織**を設置することが望ましい。

活動内容

- 地域生物多様性増進活動の実施又は支援を希望する者の連携及び協力のあっせん
- 有識者の紹介
- 地域生物多様性増進活動実施計画等の策定・実施に必要な科学的知見・優良事例の収集・分析・整理
- 地域の事業者や住民の相談対応
- 地方環境事務所・自治体・研究機関等との情報共有（関連施策との連携検討）

位置付けの例（案）

- 各地域の生物多様性センター
- 各地域の気候変動適応センター
- 各地域の研究機関（地環研、衛生研等）
- 行政部局内の生物多様性分野相談窓口
- 外部組織

【参考】地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センター

- ・ 千葉県生物多様性センター
- ・ 愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター
- ・ 北海道生物多様性保全活動連携支援センター 等